

新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ

令和3年7月【第9報】

も

1. 経済・生活面の支援

■ 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分） p. 1

く

2. 中小企業者等への支援

■ 緊急事態宣言に伴う追加応援支援金 p. 2

■ 【第2弾】地場産品販売促進支援事業 p. 3

じ

3. 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

p. 3

4. 申請期限等の延長

■ 農林業災害対策資金利子補給金 [貸付実行期間の延長] p. 4

■ 生活福祉資金（緊急小口資金）貸付【特例貸付】 [申請期限の延長] p. 4

■ 生活福祉資金（総合支援資金）貸付【特例貸付】 [申請期限の延長] p. 4

■ 国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給 [適用期間の延長] p. 4

■ 後期高齢者医療被保険者に対する傷病手当金の支給 [適用期間の延長] p. 4

1. 経済・生活面の支援

子育て世帯生活支援特別給付金
（ひとり親世帯以外分）を給付します



市民生活部子育て支援課
☎22-2360

◆子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）とは

右記の「対象となる方」に、児童数及び家計状況に応じて国から給付するものです。

◆給付金額は 児童一人当たり 5万円

◆申請方法は

◇（1）または（2）に該当する方

申請は不要。児童手当または特別児童扶養手当の登録口座へ振り込みを予定しています。

◇（3）から（5）までのいずれかに該当する方
申請が必要となりますので、申請書類等を提出してください。

申請期限は、令和4年2月28日までです。

◆申請に必要なものは

申請書類、振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し、本人確認書類、収入が大きく減少したことがわかる書類等（給与明細など）

◆対象となる方は

次のいずれかに該当する方

（1）令和3年4月の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で令和3年度の住民税均等割が非課税の方

（2）令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の児童手当または特別児童扶養手当の受給資格の認定を受けた方で令和3年度の住民税均等割が非課税の方

（3）令和3年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する父母等で令和3年度の住民税均等割が非課税の方

（4）令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児については20歳未満）を養育する父母等であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められた方

（5）令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の児童手当または特別児童扶養手当の受給資格の認定を受けた方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められた方